

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 22 日

各 私 立 中 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け
教本の送付について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、本パンフレットは厚生労働省から各学校へ直接送付されることを申し添えます。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年2月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属中学校（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部を含む）を
置く各国立大学法人附属学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット
及び指導者向け教本の送付について

このたび、厚生労働省健康局難病対策課より、別添のとおり、ハンセン病を正しく理解するための中学校向けパンフレットを全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布するとの連絡がありました。

ハンセン病に対する偏見や差別の解消及び患者・元患者の名誉回復のための啓発については、政府全体における積極的な取組が求められているところであり、文部科学省としても、厚生労働省が実施する本事業に協力することとしているものです。

各位におかれては、本事業の趣旨を御理解いただき、各中学校等における生徒へのパンフレットの配布及びこれも活用しつつハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御配慮をお願いします。

また、厚生労働省から全国の各中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部にお送りするパンフレットには、アンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしくをお願いします。

当該パンフレットに係る問合せについては、厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話 03-5253-4111（内線2073）



健難発0216第1号

平成29年2月16日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 } 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び
指導者向け教本の送付について

日ごろからハンセン病問題の解決の促進について御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見・差別の解消及びハンセン病患者・回復者の名誉を回復することを目的に、平成14年度から中学生向けのパンフレット等を作成し、直接全中学校に送付しており、本年度も同様に全中学一年生を対象にこの事業を実施することと致しました。

このパンフレット等については、当課から各中学校及び教育委員会等に直接送付しておりますので、これら関係機関において、生徒等への配付が円滑に行われるよう御配慮願います。

(照会先)

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係

担当 佐藤

TEL : 03-5253-1111 (内線 2369)

FAX : 03-3593-6223

……ハンセン病をもっと知ろう……



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。
ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。
それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。
この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろうか。



国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病患者施設や国内外の関係機関から収集した資料が数多く
展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書も収蔵した
図書閲覧室もあります。

〒189-0002
東京都荒川区西尾花4-1-13
電話 042-386-2908
URL <http://www.hansen-dis.jp/>



物の名前が簡単に分かるようになっています

国立ハンセン病資料館

かつてハンセン病患者の宿泊施設として使われていた「物別荘」は、酒井1重監
房と呼ばれています。

今は病室の役割が果たしていますが、わずかに残された障子や襦袢の
土着の匂いが、推定される形を大きく変えて、その空間を体験でき
るようになっています。

また、ガイダンス映像や鑑賞ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや
実物資料を展示したコーナーなどがあります。

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
電話 0278-88-1550
URL <http://ejpm.hansen-dis.jp/>



障子の匂いや障子と障子で部分再現された宿舎

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを行っています。また、市民公開
講座や鑑別診断の学生や職員研修のハンセン病講座などを開催して、ハンセン病に関する毎週活動も行
っています。

〒189-0002 東京都荒川区西尾花4-2-1 電話 042-381-9211(代表)
URL <http://www0.nih.go.jp/nid/hrc/>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病)に関する情報ページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>

東京都ハンセン病への関心や差別をなくしよう
<http://www.mhlw.go.jp/nid/ja/diseases/hafeproxy.html>

国立ハンセン病資料館(各県事務所)にリンクしています
<http://www1.niid.go.jp/nid/kenkou/hansen/>

国立感染症研究所臨床検査センター「ハンセン病」
<http://www.nih.go.jp/nid/ja/diseases/hafeproxy.html>

日本ハンセン病研究財団(ハンセン病研究奨励会)事務局長
http://www.jhri.or.jp/work/hansen_aht.html

日本ハンセン病学会
<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」発行日 / 平成29年1月 発行 / 厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 (03)5253-1111 URL:<http://www.mhlw.go.jp/>



ハンセン病の悲しい歴史

みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかつたんだ。

話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、芽が出なくなったり、痛み、熱い、冷たいといった感覚がなくなることもあり、度かたにさまざまな病的な変化が起こったりします。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が強ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病は感染症だけでなくもう一つに怖い病気なんだって

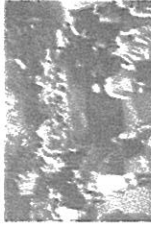
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(鈍痛)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することとは関係ありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えれば、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人罹患率:2013年1人、2014年1人、2015年1人)

どうしても優しくできなかつたんだらう？

強制的に患者を隔離してしまふなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、患者を出て各地を放逐する患者が前線に閉居させられたが、やがて自宅を隔離する患者も報告されるようになり、ハンセン病と診断されると、市街村や療養所の隔離、医師らが監視を伴ってついたり患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、郡県も偏見や差別の列強にされることとなったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもと、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を義務化した「麻予防法」が成立し、療養所の増設が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「療養所運動」という名のもとに、患者を見つけ出し、療養所に送り込む施設が行われ、麻痺の麻痺が患者の自宅を徹底的に消毒し、入居された場所に行われた麻痺所に送られていくという光景が、人々の心の甲にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、これが偏見や差別を助長していったのです。



患者の服には麻酔薬が立入った

ハンセン病問題の歩み

差別のはじまり	◎ 中世～近世 体の一部が歪形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
患者の隔離政策	◎ 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代) 患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病強制収容」が行われ、偏見や差別が一助助長された。
治療薬の登場	◎ 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年) 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
「らい予防法」廃止	◎ 平成8年(1996年)～ 「らい予防法」(「麻予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。



POINT1 ハンセン病は、「らい菌」による感染症

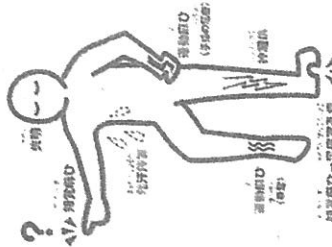
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

POINT2 現在は治療法が確立され

早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことが可能

POINT3

ハンセン病患者は、いつの間にも「偏見や差別の列強」にされてきた
国や社会が患者に知してどのような接し方を振り回る



早く見つけて適切な治療をすれば
治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米國で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが國では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その効はわずかであつたので、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が國に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになり、その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機構)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせることで発病する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

ハンセン病と人権について考える

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったよね。
 そして国は療養所の入所者、社会復帰者におわびし、政策を改めた。
 それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのだろう？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
 どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「療予防法」という法律のちとて進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつ、「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出る事が出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が発見され、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年頃から徐々に線部が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちがも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では暮らす人はなく、親しい手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活費を働いたり、病気を再発させた、りして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



治療所「プロミン」の発明

ハンセン病の隔離政策が終わったのは
 つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)にようやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地域に国営のハンセン病政策の転換が促されたことなどの責任を問う「らい予防法違憲訴訟(国権伸張訴訟)」が提起されました。そして東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地域で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、におわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に切り込んでいきます。

90年、長い闘いの日に
 勝利の喜びを分かち合おう

スズは抱いた
 90年、長い闘いの日に
 勝利の喜びを分かち合おう

新しい道を歩む
 光が差した
 私はうつろいながら
 かんたんな中で
 静を求めて歩ける
 もう私はうつろいながら
 大層は歩いた



長年闘ったハンセン病患者の勝利 (写真提供: 国光社)

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に
 対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴・断念を決める
 ことにも、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病
 問題の早期解決に強い取り組みを表明しました。
 しかし判決後も、熊本県に入所者に対するホテル
 宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や
 社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には
 根強いものがあります。そのため、療養所の外で
 暮らすことに不安



九州初となる「らい予防法」廃止を促すハンセン病政策転換訴訟 (写真提供: 国権伸張訴訟)

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない
- 死を恐れることができない
- 結婚しても子供を生むことが許されない
- 一生療養所から出て暮らすことができない
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたが想像できますか？

療養所を出られるようになっても強制に帰れず、
 肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療
 養所を退所して社会復帰した人もいますが、その
 数は決して多いとはいえません。療養所に入所し
 たときに、断崖に断崖が及ぶことを心配して茶室
 や戸籍を捨てた人もいます。現在も強制に帰る
 ことなく、肉親との再会が果たせない人もいます。
 療養所を退くようになった人の遺骨の多くが療養所の墓
 に入られず、各療
 養所内の納骨堂
 に納められてい
 ます。



療養所内の納骨堂

学びのポイント

- POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を相とる
- POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決する力は、私たちがつづけている
- POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

この冊子の発行に不正がなされること、上記の事項に同意を表明すること。

ハンセン病問題から学べべきこと

もし自分や家族が悪者だったらどう思う？
ハンセン病に対する偏見や差別は、

私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人々だと思っていますか。「らい予防法」による国の強制的隔離が廃止され、20年が経ったにも、ハンセン病に対する偏見や差別が根絶できず、多くの入所者や社会復帰者が苦しんでいます。今の社会の中でも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、宗教などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちが残り込んでくることがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する姿勢を持つことが大切です。この連載をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいのかが、入所者が尊重される社会を築くにはどうすべきかを考えてほしい。

ハンセン病は事務所

全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋

（岡山県・色久長島大橋）

真島と阿波の空明を結ぶ色久長島大橋は、1988年（昭和63年）に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として認識され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっていきます。



入所者の証とけはれる色久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」



私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入り、その後、すぐに東京の各名門に養育院に入れられました。私の養家は真白になったあとで閉鎖され、村八分のようになって引越してしまわなかったと後で聞きました。いざい日本には「ハンセン病の元患者」とは言えない。偏見と差別が根絶できません。我々の人権が侵害されたままでは見過ごせません。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって恐怖な思いをするのは、私たちが最後にしてほしいです。

「「療養所」の実態」

…元ハンセン病療養所監事協会副理事長 故 朝雄さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離したばかりではありません。取締られた療養所では、偏見者の養育院や手足の不自由な人への介助、そして食料調達や土工・木工、縫製といった作業の火傷までも、入所者に強制的に行わされたのです。また、療養所内での虐待の条件として子供が産めない手術を強制されました。さらに、こうした待遇に不満をもち、次々と療養所内の監禁所に入れられました。前出、業界団には全国のハンセン病問題調査対象とした「特別病室」という名の監禁所があり、常駐20名以上の職員で常駐し、食事もろくに与えられず、多くの人が亡くなったのです。



「夢見る故郷の空」

…ハンセン病療養所監事協会副理事長 野山 徹さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく岐阜県から「らい予防法」をめぐり、上野と置かれた。そして何がなんだからならないうちに、東京敬愛園に入所せられ、園に馴染むまでの日に強制的に偽名を名をさせられました。はじめて外出許可をもらい、幼稚園の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれるな。兄や姉たちにも連絡がつかないから」との父のことでした。父にそう言わせるのは「らい予防法」があったから。それは私から探訪を、友達をそとて故郷を、さらには教育を奪いました。切実な私の病室をめぐらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らず知らずのうちに亡くなってから、6年後のことでした。



「生徒のみなさんに今後は託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 故 神美知宏さん

ハンセン病は一人一人異なる病気を根絶するといふ「らい予防法」と国の誤った政策は、入所者の人権を侵害させ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するため、1951年（昭和26年）全入所者による組織を結成し活動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、多くの課題にも対応することができない日々が続いています。社会の差別がそを阻んでいるからです。私たちは高齢になり活動も限界にきています。生徒のみならず今後を託したいと強く願っています。

